

令和7年度ライフステージに対応した食育講座等企画運営業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度ライフステージに対応した食育講座等企画運営業務（以下「委託業務」という。）

2 委託業務の目的

県民が生涯にわたって健全な食生活を実践していくため、あらゆる世代やライフスタイルに応じた食育講座等を実施するとともに、食育指導者を対象とした研修会を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

4 委託業務内容

県民のライフステージに対応した食育講座等に係る次の業務を実施する。

(1) 農業高校生による園児対象の食農体験講座の開催

農業高校生が講師を務め、県内の園児を対象に、食や命の大切さを実感するとともに農業や食育の意義を考える機会となるよう、農作物の栽培から加工までの一連の流れを体験する講座を開催すること。講座の開催に当たって、以下の要素を含めること。

ア 講座は県内農業高校において合計4回以上開催すること。なお、実施校及び対象保育園の募集・選定は青森県農林水産部食ブランド・流通推進課（以下「食ブランド・流通推進課」という。）が行う。

イ 開催に当たって、農業高校生自らが企画・運営することを原則とし、必要に応じてサポートを行うこと。

ウ 開催後に農業高校生にアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

(2) 高校生対象の調理講座等の開催

県内の高校生を対象に、進学や就職後すぐに健全な食生活の実践のため、食を選ぶ知識や調理技術を習得する講座を開催すること。講座の開催に当たって、以下の要素を含めること。

ア 講座は、県内高校において合計6回以上開催することとし、県内全域での開催となるよう実施校の募集、取りまとめを行うこと。

イ 開催地域及び内容に応じた講師を提案すること。

ウ 開催に当たって、「あおもり食育サポーター」をボランティアスタッフとして1人以上活用することとし、サポーター運営事務局との調整を行うこと。なお、旅費は委託料に含まない。

エ 開催後にアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

(3) 「共食の場」での食育講座の開催

子ども食堂や高齢者サロン等の「共食の場」において、調理講座や食育講話などニーズに応じた食育講座を開催すること。講座の開催に当たって、以下の要素を含めること。

ア 講座は、合計6回以上開催することとし、参加者の募集、取りまとめを行うこと。

- イ 開催地域及び内容に応じた講師を提案すること。
- ウ 開催に当たって、「あおもり食育サポーター」をボランティアスタッフとして1人以上活用することとし、サポーター運営事務局との調整を行うこと。なお、旅費は委託料に含まない。
- エ 開催後にアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

(4) 野菜と果物の摂取量増加に向けた食育指導者等対象の研修会の開催

県内の食育指導者等を対象に、野菜と果物の摂取量増加に向けた取組を実施する場合の知識や技法についての研修会を開催すること。研修会の開催に当たって、以下の要素を含めること。

- ア 研修会は1回以上開催すること。
- イ 開催内容及び対応する講師を提案すること。
- ウ 開催後は、アンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

(5) 食育普及啓発パンフレット印刷データ制作

高校生以上から子育て世代を対象とした食育への理解及び実践につながる効果的なパンフレットの印刷データを制作する。制作に当たって、食ブランド・流通推進課の指示又は協議により、以下の仕様に基つき企画、編集、制作（イラスト等の作成、デザインレイアウト）を行う。

- ア 規格 A5判8ページ、フルカラー
- イ 内容 本県の農林水産業への理解や食文化の継承、野菜の摂取や減塩を含む健康的な食生活への意識向上など、食育への理解につながる内容とする。原稿及び構成は食ブランド・流通推進課と受注者が協議して作成する。
- ウ 成果物 電子データ（PDFファイル、AIファイル）
- エ 納期 令和7年8月22日（金）

(6) 各種手続等

講座等の開催に係る講師依頼、講師等への謝金等支払、消耗品等支払、機材準備・設定、会場確保、会場設営については、受注者が行うこと。

(7) 業務報告書の提出

「4 委託業務内容」に掲げる業務について取りまとめた報告書（様式は任意）を提出すること。

5 著作権

- (1) 受注者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責めにおいて解決するものとする。
- (2) 成果品については、その著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。

ただし、成果品に含める受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用して成果品に類似した製品を作成することを妨げない。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県が県の業務に使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。

(4) 受注者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使できないものとする。

6 その他

(1) 委託料については、本業務に係る全ての経費を含むものとする。

(2) 本業務の実施に当たっては、受注者は食ブランド・流通推進課と連絡調整の上、行うものとする。

(3) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、食ブランド・流通推進課と協議の上、決定すること。

(4) 本業務は国の交付金を活用しているため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合があるため、関係書類は令和13年3月末まで保管すること。